

○国土交通省告示第五百六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年五月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県大分市大字駕野字会田、字登立及び字笹越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サヽコエ並びに大字中判田字笹越、字片峰、字申喰、字柳林、字野畑、字下ノ迫、字穴井ケ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下、字釜木下、字川田、字深ヶ及び字丸田地内
- 2 使用の部分 大分県大分市大字駕野字登立及び字笹越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サヽコエ並びに大字中判田字笹越、字片峰、字申喰、字柳林、字野畑、字下ノ迫、字穴井ケ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下及び字釜木下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道10号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、大分県大分市大字駕野字会田地内から同市大字中判田字丸田地内までの延長2.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道10号改築工事（高江拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能の維持のための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される公共下水道の

従来の機能を維持するための付替工事は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に掲げる公共下水道に関する事業であり、法第3条第18号に掲げる下水道法による公共下水道に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道10号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約545kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する大分市は、本路線のほか、高速自動車国道東九州自動車道のインターチェンジ、JR大分駅、佐賀関港等の広域交通拠点を持ち、高崎山自然動物園等の観光名所や県庁、市役所、国の出先機関の合同庁舎等の行政機関が集中し、さらには全国有数の売り場面積を誇る大型商業施設が立地していることなどから、県内だけでなく周辺地域からの交通の流入も活発である。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、大分市旦野原地内で30,749台/日、大分市中判田地内で27,899台/日であり、混雑度はそれぞれ1.97、1.89となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者

が令和4年6月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、自動車の走行に係る騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオイタサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ウラナミジャノメ本土亜種等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌカタヒバ、ミズマツバ等、準絶滅危惧として掲載されているシラン、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、シラン、カワヂシャについては、生育環境の一部が改変されるおそれがあることから、必要に応じて移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、大分県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成18年3月31日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の

利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大分市長より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県大分市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

大分県大分市大字駕野字会田、字登立及び字笹越、大字且野原字山ノ口、字連田及び字サヽコエ並びに大字中判田字野畑、字下ノ迫、字穴井ケ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下、字釜木下、字川田、字深ヶ及び字丸田地内